

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(校務分掌) 第20条 略</p> <p>(教務主任等) <u>第20条の2</u> 略</p> <p>(主任等の任命) 第20条の6 <u>第20条の2</u>から前条までに規定する主任等は、当該学校の教諭の中から校長が命じ、委員会に報告しなければならない。</p> <p>(主任等の任期) 第20条の7 <u>第20条の2</u>から第20条の5までに規定する主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p>	<p>(校務分掌) 第20条 略</p> <p>(主幹教諭) <u>第20条の2</u> 学校に、主幹教諭を置くことができる。 <u>2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、任された校務を整理し、並びに授業を受け持つことを職務とする。</u></p> <p>(教務主任等) <u>第20条の2の2</u> 略</p> <p>(主任等の任命) 第20条の6 <u>第20条の2の2</u>から前条までに規定する主任等は、当該学校の教諭の中から校長が命じ、委員会に報告しなければならない。</p> <p>(主任等の任期) 第20条の7 <u>第20条の2の2</u>から第20条の5までに規定する主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。</p>